

# 北海道漁業士認定事務取扱方針

	昭和 61 年 11 月 14 日
一部改正	平成 6 年 12 月 14 日
一部改正	平成 10 年 8 月 20 日
一部改正	平成 12 年 9 月 18 日
一部改正	平成 13 年 12 月 10 日
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日

## 第1 趣 旨

「北海道漁業士制度実施要領」（以下「要領」という。）に基づく、北海道青年漁業士（以下、「青年漁業士」という。）及び北海道指導漁業士（以下、「指導漁業士」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 推 薦

- 1 知事は、要領第4に定める各号の資格要件を満たす者（以下、「漁業士候補者」という。）について、市町村長及び漁業協同組合長（以下、「組合長」という。）に対し青年漁業士及び指導漁業士（以下、「漁業士」という。）として推薦を依頼する。
- 2 市町村長及び組合長は、前項の漁業士候補者について、あらかじめ漁業士候補者の所属する漁業協同組合の青年部、女性部及び漁業士候補者の同意書（別記第3号様式）を徴し、住所地进行を所管する水産技術普及指導所長及び総合振興局長又は振興局長を経由して、知事に推薦書（別記第1号様式）を提出するものとする。
- 3 水産技術普及指導所長は、漁業士候補者に対する意見書（別記第2号様式）及び調査票（別記第2-1号様式）を作成し、前項の推薦書に付すものとする。

## 第3 削除

## 第4 認 定

知事は、北海道漁業士制度運営会議（以下「会議」という。）構成員の意見を参考に適当と認める者を漁業士として認定し、これを公表する。

## 第5 認定期間中における意向確認

知事は、要領第7の2に定める意向確認を行う場合、同意書（別記第4号様式）を徴するものとする。

## 第6 認定計画

知事は、市町村長及び組合長並びに水産技術普及指導所長と協議のうえ、会議構成員の意見を参考に、漁業士認定計画書（別記第5号様式）を5年ごとに作成するものとする。

## 第7 認定の取り消し

- 1 要件  
要領第9の(1)に定める「漁業士としてふさわしくない行為」とは、漁業法違反等漁業士制度の趣旨にそぐわないと判断される行為及び社会通念上青少年の育成に悪影響が懸念される行為をいう。
- 2 手続き  
要領第9の(2)及び(3) 当該事項の確認
- 3 報告等  
知事は、認定の取り消しを行ったときは、別に定める礼状送付基準により、礼状を送付するものとし、直近開催の会議で報告するものとする。

## 第8 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

方針第6については、平成15年4月1日より施行する。